

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(平成 27 年 12 月 17 日条例第 29 号)

改正 平成 30 年 9 月 20 日条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、番号法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第 3 条 番号法 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務とする。

- 別表第 1 の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 村長は、番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人情報利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 第 2 項の規定による特定個人情報の利用があった場合又は番号法の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(補則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 (第 3 条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1	田野畑村子ども、妊産婦及び重度心身障害者医	地方税関係情報、障害者関係情

村 長	療費給付条例（昭和 48 年田野畑村条例第 15 号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
2 村 長	田野畑村ひとり親家庭医療費給付条例（昭和 54 年田野畑村条例第 12 号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3 村 長	田野畑村寡婦医療費給付要綱（平成 10 年田野畑村要綱第 8 号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 20 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。